

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
當日は休日がと日

おり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の年月日

島医院末恒出張診療所 鳥取市伏野一、七〇九ノ一 昭和四十年八月十四日

## 鳥取県告示第六百四十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第一項の規定に基づき、国民健康保険医の登録をしたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号 氏名 登録の年月日  
鳥国医一、一三五 佐野 正治 昭和四十年七月九日

## 鳥取県告示第六百四十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

## 鳥取県告示第六百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗  
療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理年月日  
木村医院 米子市東倉吉町六八番地 昭和四十年八月二十八日

多名部歯科医院 八頭郡佐治村加瀬木一、三三 佐治出張所 八頭郡佐治村加瀬木一、三三 //  
昭和四十年十二月十七日

あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに  
国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三  
年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

鳥取県告示第六百四十八号  
国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第一項に  
規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理が  
あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三  
年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。  
昭和四十年十二月十七日

療養取扱機関名 所 在 地 登録の年月日	鳥取県知事 石 破 二 朗
松本歯科医院 鳥取市上魚町 昭和四十年九月 一日	十一日
竹田内科医院 米子市昭和町 //	十三日
鳥取県職員歯科診療所 鳥取市東町一丁目 //	十一日
西田内科 倉吉市堺町二丁目 //	鳥取県知事 石 破 二 朗
川本内科 倉吉市上井町一丁目 //	登録の年月日

鳥取県告示第六百五十号  
国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の  
規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの  
を療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤  
師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定  
により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日	鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥国医一、一四二 伊野 正治 昭和四十年八月十一日	

#### 鳥取県告示第六百五十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の  
規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの  
を療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤  
師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定  
により、次のとおり告示する。

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の  
規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの  
を療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年十二月十七日

#### 鳥取県告示第六百四十九号

師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国医一、一三三一 池田 茂之 昭和四十年六月十一日

鳥国歯 二四七 上田 昌宏 三十日

〃 二四八 前川 邦宏 〃

鳥国医一、一三六 菊川 寿子 七月 十二日

〃 一、一三八 濱崎 奎男 二十日

〃 一、一三九 田川 宗光 二十二日

鳥国歯 二四五 山口 富二雄 一

十二日

昭和四十年十二月十七日

鳥取県告示第六百五十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国医一、一四七号 安田 達司 昭和四十年九月十八日

〃 一、一四八号 石西 進 二十五日

鳥取県告示第六百五十四号

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国業 一六一 田渕美保加 昭和四十年九月三日

鳥国医一、一四五 谷澤 千尋 七日

〃 一、一四六 福島 泰夫 〃

鳥取県知事 石 破 二 朗

漁船損害賠償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、外江加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十年十二月十七日

〃 一、一四九号 鈴木 彰方  
〃 一、一五〇号 谷村 教俊  
〃 一、一五一号 山内 義正  
〃 一、一五二号 野嶋 明夫  
〃 一、一五三号 鈴木 彰方  
〃 一、一五四号 谷村 教俊  
〃 一、一五五号 山内 義正  
〃 一、一五六号 野嶋 明夫  
〃 一、一五七号 鈴木 彰方  
〃 一、一五八号 谷村 教俊  
〃 一、一五九号 山内 義正  
〃 一、一六〇号 野嶋 明夫

## 鳥取県告示第六百五十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年十二月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十年十二月十七日

鳥取県知事 石破二朗

破二朗

申請人の住  
所及び氏名

米子市安倍  
七四一一番地  
門西 清雄

米子市旗ヶ崎字吳服屋開村境

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び  
長

八〇〇〇〇八  
八七八〇〇一  
三八〇〇〇一  
番番番番  
三三一一〇〇〇〇〇〇  
五三八七七八八〇〇〇  
地三八九〇〇〇  
先番番番番  
水三三二  
路

幅員  
四メートル

延長  
一三七  
メートル